

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成26年7月2日

【会社名】 株式会社クワザワ

【英訳名】 KUWAZAWA Trading Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 桑 澤 嘉 英

【本店の所在の場所】 札幌市白石区中央2条7丁目1番1号

【電話番号】 011 - 864 - 1111

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 三 田 久 郎

【最寄りの連絡場所】 札幌市白石区中央2条7丁目1番1号

【電話番号】 011 - 864 - 1112

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 三 田 久 郎

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)
株式会社クワザワ東京本部
(東京都千代田区神田紺屋町7番地 神田システムビル8階)
上記の株式会社クワザワ東京本部は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金 8円

(うち、普通配当 6円・上場40周年記念配当 2円)

総額65,399,424円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月30日

剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 500,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

現行の業務実体との整合性に鑑み、現行第3条(目的)について記載の見直しおよび追加をするものです。

当会社の公告方法に関し、利便性の向上および公告手続の合理化を図るため、現行第5条(公告方法)を変更し電子公告を採用するものとし、併せて、やむを得ない事由により電子公告によることのできない場合の措置を定めるものです。

インターネットの普及に伴い機動的な開示体制を補完しておくことを目的とし、事業報告および計算書類について、法務省令に定めるところに従いインターネットによる開示によってみなし提供ができるようにするものとし、変更案第15条(事業報告および計算書類のインターネット開示とみなし提供)を新設するものです。

取締役および監査役がその期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除できる旨の規定を新設するものです(変更案第29条第1項および第40条第1項)。なお、取締役の責任免除の規定(変更案第29条第1項)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

取締役、監査役および会計監査人における責任限定契約に関する記載について、現行よりもさらに厳格に会社法の記載に基づいた表現に変更するものです(現行第28条、第39条および第43条)。

以上の変更にあわせて条文の整備ならびに条数の変更のほか所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役として、佐藤喜美夫および熊谷隆弘の両氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、下村健氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	68,311	35	0	(注)1	可決 (99.9%)
第2号議案 定款一部変更の件	68,311	35	0	(注)2	可決 (99.9%)
第3号議案 取締役2名選任の件					
佐藤 喜美夫	68,311	35	0	(注)3	可決 (99.9%)
熊谷 隆弘	68,311	35	0		可決 (99.9%)
第4号議案 監査役1名選任の件					
下村 健	68,311	35	0	(注)3	可決 (99.9%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成数は、当社が勧誘した委任状の受任者による賛成数と受任者以外の当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数を合計しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当社が行った上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令に基づく委任状勧誘による委任状の受任者を含む当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。